

セーフティネット保証5号(ロ-①)認定のご案内

1.認定の対象者及び認定要件

次の条件に全て該当する中小企業者

(1) 以下の業種を営んでいる者

1つの指定業種(※)に属する事業のみを営んでいる者
又は、営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する者

※「中小企業信用保険法第2条第5項第5号」の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種のこと。営んでいる事業が指定業種に属するかどうかは中小企業庁ホームページにてご確認ください。

(2) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占めている原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3カ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上等に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

(3) 名護市内の中小企業者であること

申請者が法人の場合 名護市内に本店登記がある者
申請者が個人の場合 名護市内に事業所がある者

2.提出書類

【法人企業】

- 1 認定申請書(2通)
- 2 登記簿謄本(3カ月以内のもの)
- 3 印鑑証明書(3カ月以内のもの)
- 4 最近1ヶ月間及び前年同期の原油等の平均仕入単価が確認できる資料
(領収書・納品書の写し、仕入伝票・仕入帳等)
- 5 直近の決算書、法人税申告書控一式の写し(別表・各目内訳等を含む税務署受付印のあるもの)
- 6 最近3カ月間及び前年同期の原油等の月別仕入価格及び月別売上等を確認できる資料(月別試算表等)
- 7 仕入伝票又は月合計の仕入価格及び仕入数量が証明できる資料
- 8 その他市町村が必要とする資料

【個人企業】

- 1 認定申請書(2通)
- 2 印鑑証明書(3カ月以内のもの)
最近1ヶ月間及び前年同期の原油等の平均仕入単価が確認できる資料
(領収書・納品書の写し、仕入伝票・仕入帳等)
- 3 直近の確定申告書の写し
(税務署受付印が確認できるもの。電子申告の場合は受信通知とする。)
- 4 最近3カ月間及び前年同期の原油等の月別仕入価格及び月別売上等を確認できる資料(月別試算表等)
- 5 仕入伝票又は月合計の仕入価格及び仕入数量が証明できる資料
- 6 その他市町村が必要とする資料

3.注意事項

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会の審査があります。

申込み・問合せ先
名護市 商工・企業誘致課 商工係
Tel : 0980-53-7530

認定権者記載欄		

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-①)

令和 年 月 日

名護市長 殿

申請者

住 所 :

社 名 :

代表者 : 印

連絡先 :

私は、表に記載する業を営んでいるが下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該事業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

—記—

①原油等の仕入れ単価の上昇(注2)

E : 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価	円(注4)
e : Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価	円(注4)
$(E/e) \times 100 - 100$	上昇率 %

②原油等が売上原価に占める割合(注2)

C : 申込時点における最新の売上原価	円(注4)
S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入れ価格	円(注4)
$(S/C) \times 100$	依存率 %

③製品等価格への転嫁の状況(注3)

A : 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格	円(注4)
a : Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格	円(注4)
B : 申込時点における最近3か月間の売上高	円(注4)
b : Bの期間に対応する前年3か月間の売上高	円(注4)
$(A/B) - (a/b) = P$	P=

注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

注3) $P > 0$ となっていること。

注4) 申請者全体の値を記載。

留意事項

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-①)

令和 年 月 日

名護市長 殿

申請者

住 所 :

社 名 :

代表者 : 印

連絡先 :

私は、表に記載する業を営んでいるが下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該事業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

—記—

①原油等の仕入れ単価の上昇(注2)

E : 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円(注4)

e : Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円(注4)

$(E/e) \times 100 - 100$ 上昇率 %

②原油等が売上原価に占める割合(注2)

C : 申込時点における最新の売上原価 円(注4)

S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入れ価格 円(注4)

$(S/C) \times 100$ 依存率 %

③製品等価格への転嫁の状況(注3)

A : 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格 円(注4)

a : Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格 円(注4)

B : 申込時点における最近3か月間の売上高 円(注4)

b : Bの期間に対応する前年3か月間の売上高 円(注4)

$(A/B) - (a/b) = P$ P=

名商企第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

名護市長 渡具知 武豊

留意事項

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

申請者氏名 : _____

表1：事業が属する事業ごとの最近1年間の売上高

業種(※1)	最近の売上高	構成比
業	円	%
業	円	%
業	円	%
業、業(※2)	円	%
全体の売上高	円	100%

※1 業種欄には、営んでいる全ての事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2 指定業種の売上高を合算して記載することも可。

表2：企業全体に係る原油等の仕入単価の上昇

	E	e	$(E/e) \times 100 - 100$
	原油等の最近1カ月の平均仕入単価	原油等の前年同月の平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率
企業全体	円	円	%

表3：企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合

	C	S	$(S/C) \times 100$
	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格	売上原価に占める原油等の仕入価格の割合
企業全体	円	円	%

(注)最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

表4：企業全体の製品等価格への転嫁の状況

	A	B	(A/B)	a	b	(a/b)	P
	最近3か月間の原油等の仕入価格	最近3か月間の売上高		前年同期の原油等の仕入価格	前年同期の売上高		$(A/B) - (a/b)$
企業全体	円	円		円	円		

(注)申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが証明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を証明できる書類、許認可証など)や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等(例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など)の提出が必要。